

を開国に導く転機となつたものとして有名になつた。

しかし、一方のウナラスカ号による五社丸漂流民送還のことは、ほとんど忘れ去られてしまつた。両事件がわが国の開国史上にもつた意味の大は明らかであるが、徳川幕府が漂流民に対してとつた措置を明らかにし、わが国のいわゆる「鎖国体制」を漂流民の送還という視点から見の場合には⁽²⁾、五社丸漂流民のことなどがさらに究明さるべきである。

註

- (1) 木崎「ロシア帰還民に対する幕府の措置——伊勢神島丸漂流民の場合を中心として——」(『立正史学』六三、昭和六三) 参照。なお、光太夫の終生蒸園留置は、最初から定められていたものではなく、一時的な臨時措置であり、文化元年(一八〇四年)のロシア使節レザノフの渡来後、光太夫らの帰郷許可のことも考えられた。(同論文)三~四頁。
- (2) 江戸時代における漂流民送還体制を東アジアにおける「海禁・華夷秩序」の形成から考察し、從来の「鎖国論」批判を行つたものに、荒野泰典『近世日本と東アジア』東大出版会、昭和六三、がある。

- (1) 「領主上杉弾正大弼宛漂民身許照会状」に、「其許様御船印所持候之由」とある。
- (2) 「ノヴォアルハンゲリスク長官書簡」と「オホーツク商館長書簡」二通のこと。
- (3) 天保七年九月一日付「松前隆之助届出書」、
- (4) この「漂民口書」は現在までのところ見出されていない。
- (5) 天保七年九月四日付「南部信濃守届出書」、
- (6) 文化三年(一八〇六年) 択捉島帰着の南部慶祥丸漂民、文化四年宗谷番所帰着の樺太・択捉島捕虜の一部、文化一〇年(一八一三)年国後島帰着の高田屋嘉兵衛らは、江戸に送られることはなかった。
- (7) 天保七年九月一三日付「松前隆之助届出書」では、唐曆様之物一冊の他に横文字本五冊とある。
- (8) 時憲暦の誤りと思われる。
- (9) 文化一〇年(一八一三年)箱館帰着の安芸久藏について、「備後国向島割庄屋吉原家文化一年御用年誌帳」に、久藏身許照会に関する「備後国御調郡役所との往復文書」が見出される他は、漂民身許照会状は知られていない。
- (10) 註(6)で示した如く、彼らは江戸に送致されなかった。
- (11) 「時規物語」巻一(『日本庶民生活史料集成』巻五)四五頁。
- (12) 「水戸藩史料別記」巻六、吉川弘文館、昭四五、二八二頁。
- (13) 同書、二八六頁。
- (14) ロシア人のこと。
- (15) 国後のことであるが、五社丸漂民が帰着したのは国後島ではなく、択捉島である。
- (16) 欠字の部分は、たとえば、「横文字の書を与ふ」と読みたい。
- (17) 相原良一「天保八年米船モリソン号渡来の研究」等に載せられている諸史料参照のこと。
- (18) 「蕃談」巻一(『日本庶民生活史料集成』巻五)、一四六頁。

天保八年夏、浦賀沖や鹿児島湾に漂民を護送し來たり、砲撃を受けて退去したモリソン号事件は有名である。護送されてきた尾張の音吉や肥後の庄蔵らは生涯故国に帰ることはできなかつた。遅つて、寛政四年、根室に帰着した伊勢神昌丸船頭大黒屋光太夫らは、帰国出来たものの、生涯小石川の菜園に置かれた。こうした例から、江戸時代における漂流日本人の受けた過酷な運命が語られることが多い。そして、いわゆる「鎖国」の嚴重さが説かれる。

しかし、本稿で見た如く、モリソン号の渡来の前年、択捉島に来たつたウナラスカ号で送還されてきた越後五社丸漂民は放還され帰国することができた。尾張の音吉や肥後の庄蔵らが帰国できなかつたのはむしろ例外である。また、伊勢の大黒屋光太夫らの菜園留置も極めて異例の措置であつた⁽¹⁾。しかるに、こうしたモリソン号事件や光太夫の菜園留置きが、通常の漂民の受けた運命として物語られる。帰還漂流民に着目して、わが国の鎖国から開国への道程を見ようとする場合、例外的出来事のみから追跡して、果してその実相に至り得るであろうか。

天保七年七月択捉島帰着の越後早川村長門屋次郎左衛門手船五社丸漂民は、文化年間の日露紛争事件落着後、しばらく中断していた対日通商関係樹立の行動を、ロシアが露米会社の旗印のもとに再開する手初めとして送還し來たつたものである。漂民送還を名とする通商関係樹立という意味においては、アメリカ系商社オリファント商会のモリソン号による漂民送還と揆を一にする。また、両者とも文政異国船打払令によつて陸上からの砲撃をうけ、空しく退帆した。

しかし、モリソン号のことは、その後、モリソン号の日本渡航に參加したC・W・キング、P・パークー、S・W・ウェイリアムズによつて、それぞれロンドン、ニューヨーク、広東で公表され國際的反響をよんだ。また、国内では高野長英の『夢物語』、渡辺華山の『慎機論』などの幕府の措置に対する批判論を産んだ。こうして、モリソン号事件はわが国

いる。薩摩永寿丸漂民の場合は、文化一三年一二月四日江戸千住着、二月一六日には早くも「口書」がなり、翌文化一四年一月二十四日、帰藩の許可を得ている。安芸の久藏の場合は、文化一〇年閏一月江戸靈岸勘定奉行所における「口書」がなったように思われる。長者丸漂民はその「口書」がなってのち、嘉永元年（一八四八年）九月四日まで五年間も正式の帰藩が許されなかつたが、五社丸漂民も一年ほど江戸に留め置かれたといふ。かれらが拠捉島で越冬し、天保八年春以降江戸に到着したとすれば、その帰藩は天保九年春以降ということになる。

五社丸漂民の江戸滞在が一年ばかりに及んだ理由は判然としない。一つは、かれらがオアフ島やアラスカのシトカ、あるいはオホーツク等に滞留していたため、その地の情報やロシアの事情等を聽取する必要があつたためとも思われる。水戸の徳川斉昭は、わが国の北辺問題に大きな関心を持ち、すでに天保六年三月、老中大久保加賀守忠貞に北辺防備の必要を訴え、五社丸漂民帰還についても注意していた。『水戸藩史料別記』卷六には次の如くある。⁽¹²⁾

和蘭風説書を閲すれば魯國に於ては大船數十隻を海外に発遣したりとの事さへありければ、天保六年三月書を忠貞に寄せて未雨綢繆の措置を促せり、忠貞頗る同情を表したれども、時勢の非なるに籍口して其議遂に行はれず、既にして魯船我が漂流人を拠捉島に送致する（同七年七月）等の事あり、公苦心転たけりしも云々、

なお、同書同巻に天保九年のものとされる藤田東湖が友人に与えた「断簡」が載せられているが、それは次のようにある。⁽¹³⁾

間宮林蔵一昨年より処々微行三年ぶりにて去々月帰宅対話の処、一

昨年も鄂粵⁽¹⁴⁾越後の漂流人を蝦夷地方（久奈智利）⁽¹⁵⁾護送、□の書を□⁽¹⁶⁾書中不可知候へ共、追々に鎌府よりだましまし置候事故、此度は何と歎返書不致候ては不相成候処、右様の事へ懸念の人當路に一人なく困り候との説話、

右の「断簡」から推察すると、幕府は五社丸漂民帰着後、天保七年に

間宮林蔵を事情調査のため派遣したらしい。林蔵は天保九年一二月帰府し病床にあつたが、徳川斉昭は藤田東湖に命じて林蔵を見舞わせ、北方事情を聞かせたのである。こうした情勢の中で、五社丸漂民はその取調べ終了後もなお江戸滞在を命ぜられたのである。

また、天保八年といえば、この年の夏、広東のアメリカ商社オリフィント商会のモリソン号が尾張の音吉・肥後の庄蔵ら七名の漂民を乗せて、浦賀および鹿児島湾に来たつたが、砲撃を加えられ退帆するという事件があった。五社丸漂民をしばらく江戸に留めおいたのは、このモリソン号事件との関連で漂民から何かの情報を得られるかも知れないという考えが幕府にあつたからとも推察される。しかし、モリソン号事件についての幕閣の評議関係史料やその他の諸史料には、五社丸漂民についての言及はない⁽¹⁷⁾。このことは、モリソン号事件に対する幕府の措置が問題になつた天保九年六月には、五社丸漂民問題がすでに落着してゐたことを思わせる。

さて、五社丸漂民が帰郷を許され、故郷に帰つたのちのことについて措置を促せり、忠貞頗る同情を表したれども、時勢の非なるに籍口して其議遂に行はれず、早川漂人今仍一名ヲ存ス、羅叉袍（ロシア服）両三枚及ヒ墨ヲ磨スレハ金光ヲ発スル石研一枚ヲ藏セリ、

とあるのみである。嘉永二年の頃までに伝吉・長三郎・忠次郎（久太郎）のうち二名が没し、生存者は一名だけになつてゐたようである。

右十月七日和泉守殿御宅^五隆之助家来之者御呼御附札ヲ以御差図相済、

とあることによつて知られる。この付札には漂民自身の江戸送致のことはないが、このことも指示があつたものと思われる。

しかし、漂民江戸送致のことは別として、先述した如く実際には漂民持帰りの品は、この「漂民取扱方伺書」の出された日の翌々日九月一三日、老中松平和泉守のもとに差出された。これに対し、幕府は奥右筆黒沢正助を以て天文方山路弥左衛門諧孝に登城を命じた。翌一九日山路は登城、「横文字書翰・絵類」等を受け取り調査を命ぜられた。「横文字書翰」二通は、天文方足立左内と長崎阿蘭通詞堀専次郎がその翻訳に当り、二〇日、それが「魯西亞書翰」であることを書面により幕府に報告、二一日訳文完了、大沢源三郎より黒沢正助を通じ老中和泉守へ進呈された。

その他、書籍・絵類等については、『天保雜記』に次のようにある。

官より司天日本に下されたる書は、医書一冊、支那記事一冊、暦一冊、地理書一冊、合て五冊⁽¹⁾なり、何れも暗厄利亞書にて、医書共千八百三十一年（天保二年）の開板、腐骨祖様、患者を療する図を載ス、「スウエート」と云革ノ其病に提效なる事を發明する治療を記したる諸医官の考説多く出せる、「スウコート」には「スウエートコロイド」てふ蘭語の註あり、其地の壬開鑄の年号は聞ざりき、又、唐暦は普通の古き明憲書⁽²⁾なり、

絵は草木の花実江物山水地図或ハ戦争の図にて二十枚斗もあらん、紙爛れ損し見難きもあり、我邦の焼画も此間に一枚交れり、書牘二章は魯西亞語以て記したれハ、足立左内と商にて其較概を略解したり、彼邦語作文の矩則に熟せされば、其詳悉を摑す事を得さりきと堀生の語りき、

一方、漂民帰着の場合、漂民の故郷へ身元確認のことが行われたが、

五社丸漂民の場合、珍しくこの身許照会状が残っている⁽³⁾。かれらの持参していた船切手により判明した領主上杉彈正大弼に対する問合之書付である。この照会状が何時、誰から発せられたかは明らかでないが、おそらく、松前藩から報告を受けた幕府が勘定奉行所を通じ、天保七年九月頃送つたものであろう。

さて、越後五社丸漂民が何時頃押捉島から松前を経て、江戸に送致されたかは分らない。文化三年（一八一六年）七月九日、押捉島シベト口番所に帰着した薩摩・尾張漂民は、閏八月を経て九月二日松前着、一月四日松前発一二月四日江戸に着いた。天保一四年（一八四三年）五月二三日、フレベツ会所に帰着した越中長者丸漂民は、九月六日松前着、同所を九月二日に発し、閏九月一四日江戸に着した。こうした例から推測すると、五社丸漂民も天保七年暮には江戸に到着したものと考えられる。

しかし、文化三年（一八〇六年）七月一日シベトロ番所に帰着した南部慶祥丸漂民の場合は、便船無く押捉島で越冬、翌年四月一九日同島発、海路で四月二十四日に箱館に着した⁽⁴⁾。もし五社丸漂民も押捉島で越冬したとすれば、かれらの江戸到着は天保八年の春以降のことと思われる。

五社丸漂民の江戸滞在については、『時規物語』卷二に次の如くある。⁽⁵⁾

天保七年、次郎右衛門・伝助・長と申者三人蝦夷へ着、其後江戸表において小石川の大黒屋長右衛門へ一年計御預に相成候由、

文中、漂民の名前が間違つてゐることはすでに述べた通りである。五社丸漂民、伝吉、長三郎・忠次郎（久太郎）の三名は、長者丸漂民と同じく、その江戸滞在中小石川春日町の大黒屋長右衛門方に一年ばかり預けとなつていたらしい。その間、勘定奉行明楽飛驒守茂村の取調べを受け、例の如く「口書」が作成され、天保八年暮か天保九年春以降、領主へ引渡しの上、故郷に帰つたものと思われる。

通常、漂民の江戸到着後二、四か月で勘定奉行所の取調べは終了して

(5) 原文には「天保七年五月二八日」と註記している。

(6) 外務省編『日露交渉史』、原書房、昭四〇、二九頁。

(7) オルロフは当時まだ少尉であった。

(8) 「通航一覧統輯」卷八四（箭内健次編第三冊）三八二頁。

(9) 原文には「樋」とある。

(10) リコルドがゴロウニン救出のため文化九年（一八二二年）八月、根津歓喜丸漂民を伴って国後島に来た時も、漂民を一度に上陸させず、順次上陸させたが、五社丸漂民に対するロシア側の放還の仕方は、これを思われるものがある。

四、帰國後の漂民

前章で見た「松前隆之助の漂民帰着届出書」にある如く、天保七年七月二五日暮方、ノトロ岬に放還された漂民二名は、同地に赴いた役人に事情聴取を受け、フレベツ会所に収容されて手当を受けたようである。ついで翌二六日ライト付近に放還された残る漂民一名も、持帰り品々とともにフレベツ会所に送られ、品々は改めの上封印、前日帰着の漂民とともに取調べを受けた。

漂民持帰りの品々は、衣類その他手廻の品や、五社丸船切手の他、天保七年九月一三日付の松前藩主よりの「漂民持帰りの品届出書」によれば、

異国人より相渡候横文字様書簡様之物一枚^④、横文字本様之物五冊、唐曆様之物一冊、其外絵紙様之もの地図様之物二十三枚、

であつた。これらは、フレベツ会所で漂民より取上げ封印を上、松前を経て江戸に送られ、九月一三日、老中松平和泉守乗寛のもとに差出された。

一方、ロシア船渡来と漂民帰着の第一報は、折から荷積みのためフレベツに停舶していた高田屋喜四郎雇船妙栄丸（船頭太兵衛）によって松前藩に届けられた。妙栄丸は八月一九日箱館着、第一報は翌八月二〇日前藩に届けられた。

松前に到着した。この報は直ちに飛脚によって、折から上府中であった松前藩主隆之助良広のもとに届けられ、隆之助は九月一一日付で幕府にその届出をなすとともに、同時に「漂民取扱方伺書」を提出した。漂民持帰りの品、「ロシア人書簡二通」、およびフレベツ会所での漂民取調べの結果作成された「漂民口書」は、妙栄丸によってではなく、陸路飛脚によって八月二六日松前に届けられ、転送されて九月一三日松前藩邸着、直ちに老中の許に差し出されたのである。なお、松前藩からの幕府に対する漂民帰着届出とは別に、七月一〇日松前に到着したその第一報は、松前藩士より南部藩士に伝えられ、南部藩主信濃守は九月四日付で、これを幕府に届け出た。^⑤

注目すべきは、松前藩が「漂民帰着届」を出すと同時に、「漂民取扱方伺書」を幕府に出している点である。従来の例からすれば、幕府の蝦夷地直轄時代には、長崎奉行所と同様、松前奉行所で漂民取調べののち、「漂民口書」を添えてその「取扱方伺書」を提出するのが普通であった。したがつて、五社丸漂民帰着の際の松前藩のこの伺は、松前藩が何事につけ幕府の指示を待ち行動することに努めていたことを示すように思われるが、蝦夷地帰着の漂民が必ず江戸に送られ幕府の取調べの上、初めて帰郷を許されるという体制が確立していたのではないことを示しているように思われる。^⑥ ともあれ、同伺書には次の如くある。

漂流之者共所持候品^⑦異国人より相送候品々は、エトロフ嶋早々差立候様申遣候得共、同所之義ハ秋末より氷海^⑧相成渡海差支候場所付、來春水海開、渡海相成候此節^⑨差立候義も難斗御座候、右漂流人私居所^⑩出着仕り候ハ^⑪、如何取斗可申哉兼而相心得、在所^⑫申遣置度奉存候、此段奉伺候、以上、

この伺書に対する幕府の指示は、その伺書の付札に、

書面、漂流三人共所持之品、異国人より相送候品々等、御勘定奉行明渠飛驒守^⑬可被差出候、

つまり、ロシア船は天保七年七月二十五日午前一〇時頃フレベツ沖に姿を見せ、その後ボート二艘で五人ばかり上陸しようとしたが、これを打払つたこと、ついでロシア船はフレベツより一里ばかり離れたノトロ岬沖へ廻り、勤番の者がそこに到着する以前、夕刻に漂民二人を放還して立去つたということである。全体として、松前藩は防備を固め「異国船打払令」を如何に忠実に実行したかということを強調し、漂民一人が上陸したのは止むを得なかつたという姿勢で、この届出書が書かれていると推察できる。この記述に続いて同届出書には次の如くある。

右上陸仕候漂流人より今壹人異国船相残罷在候趣申聞候付而は、又々異国船纏寄候儀茂難斗、大筒等茂同所へ相廻打払之手配仕、漂流人は勤番所へ連越、夫々手当仕置候、

然ル所翌廿六日朝五半時頃、ノトロ崎影より寅卯之風而勤番所之方^ニ陸より凡式里程も冲合^ニ纏參候ニ付、ノトロ場所より茂百目、五百筒^ニ而打払、勤番所台場ニ而も猶又五百目、三百目、百目筒ニ拾日筒^ニ而打払、勤番所台場ニ而も猶又五百目、三百目、百目筒ニ而、數度打払候所、午未之方^ニ五六里茂纏去候得共、又候纏戻候様子故、勤番所より南之方ライトと申場所^ニ人数引分^ク、各小筒を携罷候處、右場所^ニ茂凡式里程茂有之、其上難道付途中手間取、人数ライト^ニ着以前、橋船三艘陸之方より本船正漕戻し、無程異国船而大筒式発打放、夫より戌亥之方遠沖^ニ纏去候、頃及暮候間ライト刃爲相糾候處、右場所番屋より六七丁北之方、橋船^ニ而漂流人壱人上陸爲致、右漂流人所持之品并異国人より相送候品々共上ヶ置、橋船は纏返候趣ライト番人共訴出候由、右付漂流人并品々共勤番所^ニ取寄、手当仕、品々儀は相改封印仕差置、右漂流人共一通取調候、すなわち、翌二六日、フレベツ沖に再び姿を見せたロシア船を打払つたところ、ロシア人はフレベツ^ニ南西^ニ一里程のライト番所付近に勤番所役人が到着する以前、ボート三艘で漂民一人と持物を上陸させたというのである。しかし、ロシア船はその後直ちに退去しなかつた。その退去に

ついては、同届出書に次の如くある。

其後、同廿九日五時頃、シベトロ持場之内トシラリ沖合凡^ニ一里程隔、右異國船^ニも御座候哉纏通り、九時頃橋船三艘^ニ而異国人六人上陸いたし、遠見番所^ニ罷在候蝦夷人之腰^ニ提候小刀、其他番屋^ニ差置候桶、橋船ハ本船^ニ漕^ス歸り、同日暮頃^ニ同所冲合^ニ相見、其後何れ^ニ纏去候哉、帆形相見不申候趣、シベトロより注進有之、尤上陸之場所之乱妨等之儀一切無御座候、

ロシア船は七月二九日まで折^ス捉島沖に滞船、同日シベトロ持場のトシリ遠見番所付近に六人の者が上陸、おそらく汲水してロシア船は夕方退帆したというのである。ウナラスカ号が、漂民らを一度に放還せず、まずは二名をノトロ岬に上陸させ、ついで翌二六日一名をライト付近に持物とともに上陸させて、なお二九日まで退帆しなかつたということは、ロシア側が日本役人の反応を窺い、何とか接触しようとしたことを推測される。⁽¹⁾こうした努力にもかかわらず、五社丸漂民送還による日本役人ととの接触という目的を果すことなく、ウナラスカ号は空しく帰帆したのである。

註

(1) ファインベルク「日露関係史、一六九七～一八七五年」、モスクワ、一九六〇年、一一四頁。小川政邦訳「ロシアと日本」、紀伊国屋書店、昭四六、一四八～一四九頁。

(2) 五社丸漂民送還ころのロシアの東方進出活発化の状況は、木崎「江戸時代ロシア漂流抑留民の帰還」(『立正大学文学部研究紀要』四、昭六三)三五頁で簡単に触れた。なお、その通商關係樹立の目的を表面に出さなかつた点に、ロシア人による漂流・抑留民送還の特色がある。

(3) 「蕃談」卷一(『日本庶民生活史料集成』卷五)、一四六頁。

(4) 「時規物語」卷一(『同上史料集成』卷五)、四五頁。

6 上旬にシトカを出帆、オホーツクに送られ、ここで越冬した。すでに述べた如く、翌一八三六年（天保七年）一月九日、漂民の一人左兵衛が病死し、残る三名がドミトリー＝イヴァノヴィチ＝オルロフ少尉の指揮する露米会社船ウナラスカ号で、オホーツクを出帆帰国の途についた。一八三六年七月一日（天保七年五月三〇日）⁽⁶⁾付「オホーツク長官書簡」には次の如くある。

残三人共当所上官^ヲ自見爲致候上、帰國之事申渡し、奉行所之命ヲ

聞て詰合之役人相添「ホツラチラシカ」（ウナラスカ）と申船^ヲ乗
り組、歩下役人「オルヒフ」（オルロフ）に申付、酒食・衣類等相
与へ、致護送候候ニ付、此之翰を与へ申者也、

漂民たちが何時オホーツクを出帆したか、正確には分らない。おそらく漂民たちが何時オホーツクを出帆したか、正確には分らない。おそらくこの「書簡」の日付から間もなくのこと、天保七年六月上旬のことではなかつたかと思われる。ウナラスカ号はその後、厚岸に姿を現した。⁽⁶⁾外務省編『日露交渉史』には次の如くある。

露米会社ハ本邦トノ通商ヲ希望シ、其端緒トシテ本邦漂民ヲ送還ス
ル從來ノ策ヲ採リ、オルロフ大尉⁽⁷⁾指揮ノ下ニ、汽船ウナラスカ号ヲ
我邦ニ差遣シタリ。本船ハ天保七年厚岸ニ入港セルガ、我方ノ砲擊
ニ依リ退去シ、エトロフ島ニ其塔乗セル漂民ヲ置キテ帰還セリ。

当時、厚岸等の蝦夷地を管轄していたのは松前藩であった。すなわち、幕府はラクスマンの渡来後、寛政二年（一七九九年）一月異国との国境取締りのため、東蝦夷地を直轄地とし蝦夷地御用掛りを置き、享和二年（一八〇二年）二月蝦夷地奉行を任命、同年五月一〇日これを箱館奉行と改稱、その任に当らせていたが、レザノフの渡来後文化四年（一八〇七年）三月二二日松前藩を移封して西蝦夷地をも直轄し、ロシア人の押捉島乱妨事件の後同年一〇月二五日箱館奉行を松前奉行とし事に当らせた。しかし、ゴロウニン事件落着後の日露関係鎮静化の中、文政四年（一八二一年）一二月、幕府は蝦夷地直轄支配をやめ、この地を再び

松前藩の支配に委ねていた。

一方、外国船渡来のことが頻発する中、幕府は文政八年（一八三五年）二月「異国船無ニ念打払令」を出し、さらに天保二年（一八三一年）三月二五日には、同年二月二〇～三月四日の厚岸方面への異国船渡来事件に関し、老中大久保加賀守忠貞は松前藩に対して次の如く示達して⁽⁸⁾いた。

弥、文政八年被仰出之趣ニ相心得、本船、橋船共陸地江近寄候ハ、
無ニ念打払候儀と存候事、

松前藩はこうした情勢の中でウナラスカ号の渡来に対処したのである。厚岸で砲撃を受けたウナラスカ号は、七月二五日押捉島フレベツ沖に姿を現わし、ここでも砲撃を受け、日本役人と接触することなく漂民を放還して七月二九日退帆した。天保七年（一八三六年）九月一一日付「松前藩主隆之助の漂民帰着届出書」には次の如くある。

私領分東蝦夷地之内エトロフ嶋勤番所より戌亥之方^ヲ相当、去七月廿五日巳中刻陸より凡五里程も冲合^ヲ船^ヲ艘^ヲ相見候付、同所勤番之者共遠見仕罷在候所、次第^ヲ纏寄、凡三里程相隔候節、見受候得共、船量凡四五百石積位帆柱壹本^ヲ而帆二ツ掛、追々^ヲ纏寄候處、帆柱之上^ヲ兩端白く中赤色ニテ二四尺位之切レ下ケ有之候付、異国船と見極、勤番之人数不残台場^ヲ相詰、打払之手配仕罷在候處、凡壹里程^ヲ茂^ヲ纏寄候頃薄靄も有之候間、何方より纏參候哉式^ヲ人乗と三人乗之橋船^ヲ艘^ヲ、勤番所潤口^ヲ相見候付、本船は程遠^ニ有之候へ共、兼而台場^ヲ備置候五百目、三百目筒^ヲ以數度打払候所、右橋船沖之方^ヲ漕戻リ、本船茂戌亥之方ノトロ崎^ヲ向^ク纏候ニ付、万^ニ上陸之儀茂難斗、早速勤番人數之内引分^ヲ、陸通り繰出候得共、ノトロ崎^は凡^ニ一里も有之、殊^ニ草深之難道^ニ而歩行不果、敢取人數着以前異国船纏寄、橋船^ヲ而漂流人式^人上陸爲致、橋船は直様本船^ヲ纏返り候趣、同所遠見番所^ニ差置候番之者共^ニ訴出候由、尤無程夜中^ニ相成候付、異国船ハ何方へ纏參り候哉不相分、

タゞ着し無事^ニ而帰國仕候而、彼者之親類共も嘸喜ひ可申奉存候、一八三五年、ロシア政府が露米会社に対して出した命令書とは次の如きものであった。⁽¹⁾

一、船の指揮者は分別のある機敏な人物であること。

二、日本人は送還に際してはできるだけ丁寧に扱い、あらゆる必要なものを与えること。

三、かれらは自ら希望する場所に上陸させること、何らかの状況でその場所が発見不可能な場合は、より都合のよい最寄りの島へ着けること。

四、船の指揮者は日本当局と公式の接渉に入らないこと、たゞし、送還日本人との会話を通じ、またはかれらの上陸する土地の長官あるいは住民と会う機会があれば、われわれがよき隣人のならいとして、日本人の人々の送還を急いだこと、それは、日本人に対するわれわれの友好的態度を示しており、またかれらの同国人が今後ともわれわれの植民地に着くようなことがあれば、常にもっとも好意ある接待を受けるであろうと話すこと。

五、あらゆる会話や質問に際しては、極度に注意して日本人の疑惑を招くようなことはいっさい避けること。

この「命令書」では、漂民送還の目的が善隣友好のしることが強調されており、日本政府との公式接渉に入らず、国交や通商関係樹立の要求ではないよう行動することが指示されている。すなわち、ロシアによる漂民送還は、文化一三年（一八一六年）の薩摩・尾張漂民の送還以来一〇年ぶりのことと、ゴロウニン事件落着以来鈍化していたその東方進出を、ロシア政府はこの五社丸漂民送還によって、対日通商関係樹立の可能性を探ろうとしたのであるが、その意図を表面には全く出さずに行動しようとしたのである。⁽²⁾ここに、ロシアによる五社丸漂民送還の特長がある。したがって、その送還場所にしても、日本の首府の近く

ではなく、ただ漂民を通じ地方役人あるいは地方住民と接觸できる場所を目標としたようである。その点において、五社丸漂民帰着の翌年、尾張の音吉・肥後の庄蔵ら七人の漂民を送って浦賀に来航した広東のオリファント商会のアメリカ船モリソン号の行動とは著しく対照的である。「露米会社支配人書簡」にても、「漂民らがたゞ無事に帰国でき、その親類たちが喜ぶであろうと思う」とのみ記されており、通交・通商を願うという記事は全く見出せない。否、漂民の人柄を賞し、日本人の賢明さを讃えて専らロシアの友好的態度を示すことに努めている。同書簡に次の如くある。

四人之者、至極篤実なる人柄^ニ而私共一同感心仕候、

「リコルド」^ニ致懇意候松前之高田屋嘉兵衛・村上貞助ハ利発人^ニ而、当國之者共一同感心仕候、

また、「オホーツク長官書簡」にも次の如くある。

右四人之者共皆發明にて、能々言語も通候、こうした五社丸漂民に対する評価を、『蕃談』や『時規物語』におけるかれらの人柄についての記事と比較する時、五社丸漂民送還に当たり、ロシア人が如何にその対日親愛感情を表明しようと努めたかが推察される。『蕃談』には⁽³⁾

客、後「セツカ」（シトカ）にて土人ノ説ヲ聞ニ、前次ノ漂民ハ（即チ伝吉等也）拗戾ニシテ、其意解シ難シ。凡ソ好衣佳帽ヲ遣レハ、皆之ヲ櫛内ニ收藏シテ日本の服を披キ、日本ノ木履ヲ穿チ、通衢ヲ盤桓ス。

とあり、また『時規物語』には⁽⁴⁾、

次郎右衛門等「スエツカ」へ渡り逗留中貰候沓共を貯置、自身に日本^ニ木履をこしらへはき候由、とある。

本人四人伝吉、佐兵衛、長三郎、忠次郎等を、此度同所より魯西亞國「オホーツカ」の地に有之候亞墨利加州商館の勘定所送届^ハを請取申候、……右之内左兵衛儀病氣^テて……今正月九日死去仕候、残三人共當所上官^五日見爲致候上帰國之事申渡し、

そして、一八三六年七月一日の日付があり、天保七年丙申五月廿八日と註記されている。五社丸漂民は一八三五年四月下旬以降シトカ出帆、航海日数一か月半⁽¹⁾二か月でオホーツク着、翌一八三六年一月九日左兵衛死亡、天保七年七月二十五日（一八三六年八月二十四日）択捉島フレベツ沖に帰着したのである。送還船はドミトリイ＝イヴァノヴィチ＝オルロフ少尉の率いるウナラスカ号であった。

註

- (1) 遠藤高環「時規物語」嘉永三年五月成、卷一（『日本庶民生活史料集成』卷五、三一書房、昭四三）四五頁。
- (2) 古賀謹一郎「蕃談」嘉永二年一二月成、卷一（『日本庶民生活史料集成』卷五）二四六頁。
- (3) 「天保雜記」第一九冊（内閣文庫所蔵史籍叢刊、卷三三、汲古書院、昭五八）四〇～四三頁。ここには以下の一〇の史料が載せられている。
 - (ア) 天保七年九月四日付「南部藩主信濃守届出書」、
 - (イ) 同年九月十一日付「松前藩主隆之助よりの漂民取扱伺書」、付札同年十月七日付「勘定奉行明樂飛驒守茂村指示書」、
 - (ウ) 同年九月十一日付「松前隆之助届出書」、
 - (エ) 「漂民の領主上杉彈正大弼宛漂民身許照会状」、
 - (オ) 同年九月十三日付「松前隆之助よりの漂民持帰りの書簡および書籍等の差出届出書」、
- (カ) 一八三五年四月二十五日（天保六年四月一〇日）付「ノヴァアルハシゲリスク長官書簡和解」、
- (キ) 天保七年十月六日付「樂善堂証書」、
- (ク) 一八三六年七月一日（天保七年五月三〇日）付「オホーツク商館長書簡和解」、足立左内、堀専次郎訳、

(ケ) 「漂民持帰り書籍等の説明文」、
(コ) 天保七年十月四日付「曾愿記」、

(4) 「時規物語」あとがき（『日本庶民史料集成』卷五）二三三頁。

(5) 文中、「シタトフ」とあるのはシトカのこと、「亞墨和加」は「亞墨利加」の、「アルハンゲリマカ」は「アルハンゲリスカ」の誤写。

(6) その他「蕃談」の現代語訳（室賀信夫・矢守一彦編訳、東洋文庫三九、平凡社、昭四〇年）九〇頁では、五社丸漂民の遭難を天保二年（一八三一年）とし、川合彦充「日本人漂流記」（社会思想社、昭四二年では、天保三年のこと）で九人乗とあり、松前より江戸に向う途中漂流、十一か月後の同年閏十一月にオアフ島漂着とある。

(7) 室賀・矢守訳「蕃談」九一頁より引用。

(8) チフメニヨフの「露米会社史」によれば、一八三五年に会社の船がオホーツク附近で難破した数名の日本人を助けてノヴォアルハンゲリスクへ連れてこられたとある。

(9) 本稿はしがき註に記した木崎論文でも、この従來說によつて記述した。室賀・矢守訳「蕃談」九一頁でも、越後漂民は長者丸漂民たちとほとんど同じコースを経て日本に帰つたと思われるとある。

(10) 原文には誤って一八二五年とある。
(11) 原文には「ロヘートルブルク」とある。
(12) 傍註に文化七年午七月一三日とあるが、ゴロウニンが国後島で捕えられたのは、文化八年六月四日（一八一一年七月一日）で、箱館において解放、リコルドに引渡されたのは文化一〇年九月二六日（一八一三年一〇月七日）のことである。

(13) 長者丸漂民・天寿丸漂民のシトカ・オホーツク間の航海日数より推定。

前章でも引用した如く、「露米会社支配人書簡」に五社丸送還について次の如くある。

翌千八百三十五年（天保六年）之仲春魯西亞都府「ペートルブルクより日本へ帰國之軍令御座候付、便船而「オホーツカ」辻護送、

天保五年下越後早川村次郎右衛門等七人角長の船に乗組、松前より数の子を積候て、いかゞいたし候哉、「サノイツ」(サンドウイツ)

チ諸島)の「ワホ」(オアフ島)へ着候、……次郎右衛門等「スエッ

カ」(シトカ)へ渡り、……右七人の内三人は海上にて死し、壹人は「ヲホツカ」の「カンパニア」方にて病死いたし、同七年……三

人は蝦夷へ着、この天保五年遭難説がどこから出た説であるかは明らかでない。ただ、五社丸漂民持帰りの「露米会社支配人書簡」に、

此伝吉ら四人、去ル千八百三十四年(天保五年)之秋、日本國より南之方「サンヂウイチュエ」と申島中^一而破船「クチヤマロ」致漂着、冬に相成候迄日夜致艱難、神仏^二立願致候より他事無御座処、北亞墨利之内「シタトフ」と申處の陣屋より出候船も見懸候ハ^三、魯西亞領地亞墨和加之新「アルハンゲリマカ」に連來リ扶助仕候^四あるのと、共通するものがある点だけを指摘しておきたい。

しかし、この一八三四年(天保五年)という年は、五社丸漂民のシトカ到着の年で、五社丸遭難の年であったと思われないふしもある。この書簡を翻訳した天文方足立左内およびオランダ通詞堀専右衛門が、訳出に当つて五社丸漂民のシトカ到着の年を、かれらの遭難の年と間違つたとも考えられる。ともあれ、こうした天保五年五社丸遭難説^(五)に対し、天保七年九月十一日付の松前隆之助の幕府に対する五社丸漂民帰着届出書には、

去ル天保三年八月中私領分西在江差出帆後逢難風漂流仕候、

とある。五社丸は天保三年(一八三二年)八月、北海道の江差を出帆、遭難したものと思われる。積荷は『時規物語』の伝える如く、数の子などの北海物産であったろう。そしてオアフ島に漂着したのである。これと符号するが如く、ハワイ側の史料には、一八三二年一二月オアフ島ワイアルア付近に八〇トンほどの日本船が来てボノルルに廻航中、バーバー

ス沖で難破し、生存者四人はボノルルに着いて一八か月滯在したという。^(六)

オアフ島では五社丸漂民は、『時規物語』によれば、長者丸漂民と同じく広東人パピュ方に世話になつた。かれらのオアフ島滞在が一八か月におよんだとすれば、かれらは、一八三四四年(天保五年)五月、便船を得てシトカに渡つたものと思われる。^(七)なお、『蕃談』によれば、漂民らのシトカ渡航を世話したのはアメリカの豪商ミツバラニであった。

従来、五社丸漂民は長者丸漂民と同じくオアフ島からオホーツクに送られ、その後シトカを経て帰還したものと考えられてきた。^(八)しかし、『天保雜記』所収の諸史料から判断すれば、従来の推定が誤つていたことが分る。では、かれらは何時頃シトカを出発したのであるか。結論的に言えば、それは一八三五年(天保六年)四月下旬のことであつたと思われる。この推定の根拠は、漂民がシトカ出発に当つて露米会社支配人から貰つた「書簡」中の記事である。そこには次の如くある。

翌千八百三十五年^(九)(天保六年)之仲春魯西亞都府「ペートルブルク」^(十)より日本へ帰國之軍令御座候^一付、便船^二而「オホーツカ」^三遣護送、もつとも、この書簡そのものの日付は、「一八三八年四月二十五日」とあり、それに「天保六年乙未四月八日」との註記が施されている。天保六年四月八日はロシア暦で一八三五年四月二三日に當る。したがつて、この一八三八年という日付は誤写と思われ、これは一八三五年と訂正されるべきであろう。また、文中に文化年間日本側に捕えられていたゴロウニンのその後の様子についての記事があるが、そこに「二十二年前^(十一)五々」の字句がある。ゴロウニンの解放された文化一〇年(一八一三年)から二二年目と言えば、それは一八三五年で、この書簡の日付が本来一八三五年四月とあつたことを裏づける。

一方、「オホーツカ長官書簡」にも次の如くある。

去る千八百三十五年(天保六年)アルハンゲリスカ連れ來候漂流日

松平和泉守乗寛宛松前藩主隆之助良広届出書」には、

越後国岩船郡早川村次郎左衛門手船五社丸、

とあり、また漂民の領主「上杉弾正大弼宛漂民身許照会状」にも、

越後国岩船郡早川村長門屋次郎左衛門手船三百五十石積五社丸、

とある。

したがつて、漂流船は五社丸三五〇石積で、『時規物語』等の伝える「角長」の船印とは、船主長門屋の印で、漂民の一人とされてきた次郎右衛門とは船主の次郎左衛門のことであつたと推定される。

一方、五社丸の乗組員であるが、『時規物語』は、

下越後早川村次郎右衛門等七人の内、三人は海上にて死し、壹人は「ヲホツカ」の「カンパニヤ」（交易役所）方にて病死いたし、次郎右衛門、伝助、長と申者三人は蝦夷へ着、

と伝え、『蕃談』は乗組総人数を記すことなく、ただ、

其舟子伝吉、長太等

とのみ伝えている。

しかし、先述の「漂民身元照会状」によれば、五社丸乗組員は次の八名であった。

船頭 宮吉、

表役 助治郎、

水主 長兵衛、

八右衛門、

左兵衛、

伝吉、越後国岩船郡柏尾村《村上市柏尾》作十郎粹、船乗渡

世、申（天保七年）二七才

戸三郎、同国同郡中村《岩船郡山北町北中》漁師渡世、申四

〇才、

久太郎、同国同郡栗嶋《岩船郡栗島村》漁師渡世、弥作粹、

申二八才、

なお、戸三郎は、漂民らが持帰った「露米会社ノヴォアルハングリスク支配人書簡」および「オホーツク館長書簡」の和解では長三郎とあり、同じく『天保雜記』に載せられている樂善堂という雅号を持つ人物の記事では庄三郎とある。また、久太郎は以上の三つの史料には忠次郎とある。さて、『蕃談』の伝吉、『時規物語』の伝助は、明らかに柏尾の伝吉のことと推定され、また、『蕃談』の長太、『時規物語』の長は、山北町の戸三郎すなわち長三郎のことと推定される。天保七年（一八三六年）抝捉島に帰還したのは、この二名と栗島村の久太郎の三名である。

なお、水主左兵衛については、「ノヴォアルハングリスク支配人書簡」・「オホーツク館長書簡」の和解には佐兵衛ともあるが、後者書簡中に、

左兵衛儀病氣にて種々治療、手を尽し候得共、老年故養生不相叶、

今（天保七年）正月九日死去仕候、

と記されている。この左兵衛と帰還者三名を除く、五社丸乗組員八名中四名が漂流中死亡したものと思われる。

さて、五社丸の遭難・漂流についてであるが、『蕃談』には、

十数年前、我越後早川村角長ノ船、（オアフ島の）港ノ右巖三漂到ス、広人之ヲ扶テ左巖ニ挽上セントシテ觸碎セリ、其舟子伝吉、長太等ハ此商（米ノ豪商ミツバラニ）ノ周旋ニテ「セツカ」（シトカ、ノヴォアルハンゲリスク）ニ送り、遂ニ本邦ニ還レリ、

とあるだけで、何年に遭難、オアフ島に漂着、何時、シトカに送られたのか明瞭でない。ただ『蕃談』の著者古賀謹一郎が長者丸漂民と会い、その漂流経緯について種々聞いた弘化二年～三年（一八四五～四六年）から十数年前とすれば、五社丸漂民は天保三年～四年（一八三三～三四年）にオアフ島に漂着したと推定される。

一方、五社丸漂民の遭難、漂流について、『時規物語』には次のようにある。

越後早川村五社丸漂民について

木崎良平

一、はじめに

江戸時代、ロシア人によって送還された漂流・抑留民は数多いくる。中でも有名なのは、寛政四年（一七九二年）ロシア第一回遣日使節ラクスマンによって根室に送還された伊勢神昌丸の大黒屋光太夫ら、文化元年（一八〇四年）第二回遣日使節レザノフによって長崎に送還された仙台若宮丸の津太夫らである。また、文化年間の日露紛争事件の中でロシア人に捕えられ、のち送還された押擣島番人五郎次、観世丸船主高田屋嘉兵衛らもよく知られている。

しかし、ロシアからの帰還民の中では忘れられてしまつた人々も多くいる。たとえば、文化一三年（一八一六年）押擣島に帰着した薩摩永寿丸

漂民や、嘉永五年（一八五三年）伊豆下田に帰着した紀伊天寿丸漂民などがそれである。中でも、天保七年（一八三六年）押擣島に帰着した越後早川村（新潟県村上市）漂民については、ほとんど知られるところがなかった。薩摩永寿丸漂民や、紀伊天寿丸漂民は、「通航一覽」や「通航一覽統輯」にその漂流口書などが載せられていて、まだ知られてきた。早川村漂民については、そうした記事もなく、ただ向山源太夫の『接蕃年表』に、

天保七丙申年七月廿五日、俄船⁽¹⁾一隻恵島に到り我漂民四人⁽²⁾を送りて直ちに退帆す

とあるのや、天保九年（一八三八年）押擣島に帰着した越中長者丸漂民の漂流記『時規物語』や『蕃談』中の断片的な記事のみが知られてきただけであった。

しかし、内閣文庫『天保雑記』の中に、早川村漂民に関するかなり詳しい記事があり、これら記事によってわれわれは、かれらの漂流について、今まで知られていなかつたところを若干とも明らかにし得る。本稿はこの『天保雑記』の記事を中心に、越後早川村漂民について改めて紹介しようというものである。⁽³⁾

註

- (1) 俄船とは俄魯西亞船の略で、ロシア船のこと。船名はウナラスカ号。
(2) 後述する如く、帰着したのは三名で四名とあるのは誤り。

- (3) 早川村漂民について筆者が紹介してきたものに、「越後早川村漂民」（『鹿児島大学史録』八、昭五〇）一七八一～一八〇頁。「下田帰還紀伊天寿丸漂民について」（『史正』七、昭五四）八一～一頁。「江戸時代ロシアへの漂流・抑留民——漂流・抑留経緯とその歴史的意義——」（『立正大学文学部研究紀要』二、昭六一）九五頁。「江戸時代ロシア漂流・抑留民の帰還」（『同上紀要』四、昭六三）三五～三六頁、等がある。

二、漂流経緯

従来、早川村漂民の乗組船については、越中長者丸漂民の漂流記『時規物語』卷二に、

下越後（郡名不知）早川村次郎右衛門等七人角長（角の内に長の字を書有之、是は船王の印に候）の船に乗組、あるいは同漂民の漂流記『蕃談』卷一に、

我越後早川村角長ノ船、

とあることがだけが知られ、その船名は不明であった。

しかし、『天保雑記』に載せられている「天保七年九月一日付老中